

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県防災会議（書面開催）の結果について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条の規定に基づく茨城県防災会議につきましては、書面により県防災会議委員から御意見をいただきました。

頂いた御意見のうち、改定案への反映が必要な意見につきましては、意見のとおり該当箇所の修正を行うこととし、原案を一部修正いたしました。

1 書面開催の期間

令和 7 年 2 月 25 日から令和 7 年 3 月 12 日まで

2 書面開催における意見の内容及びその対応

	意見の内容	意見に対する対応
関東信越厚生局長 武田委員	（地震災害対策計画編）新旧対照表P58 「2 遺体の処理(2) 検案」中、「関東信越地方医務局」から「関東信越厚生局」への修正について ご指摘のとおり、地方医務局は省庁再編時に地方厚生局となったものの、平成16年度から、国立病院に関する業務は独立行政法人国立病院機構に移管されているところ。 検案は医師が行うものとのことで、当時の記載は、国立病院に勤務する医師への協力依頼を念頭に置いていたものではないかと考えられるため、修正内容は適当ではないと思料。	御意見頂きました「2 遺体の処理(2) 検案」中、「関東信越厚生局」の部分につきましては、平成16年度から国立病院に関する業務が独立行政法人病院機構に移管されていることから、削除いたします。
NPO法人茨城県防災士会副理事長 横田委員	①個人のプライバシーを守る為 ・簡易ベット → 間仕切付簡易ベット ・授乳服 → 授乳室（簡単な間仕切りで） ②トイレは使用後の処理を考慮 ・仮設トイレ → 水洗用仮設トイレ	御意見頂きました「間仕切付簡易ベット・授乳室」につきましては、（地震災害対策計画編）P102「(4)避難所の備蓄物資及び設備の整備」におきまして、個人のプライバシーを守る為パーティションの備蓄や授乳室の設置を記載しているところです。 また、間仕切につきましては、（地震災害対策計画編）P264「(1)避難所等における生活環境の維持」におきまして、避難所開

		設当初からパーティションを設置するよう努めることとしております。 授乳服は、事業者との協定により、調達するものとなります。 水洗用仮設トイレにつきましては、（地震災害対策計画編）P264「(1)避難所等における生活環境の維持」におきまして、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える使用のトイレを設置するよう努めるとしており、必要な消毒及びし尿処理を考慮したトイレとなります。
土木部都市計画課技 佐 山口委員	（風水害等対策計画編）P44「5 情報提供に係る多様な通信手段の活用」中、「～、ホームページ、<u>Twitter</u>、～」下線の部分について、名称の変更がされていない （風水害等対策計画編）新旧対象表P12中、「1 一般県民向けの防災教育 (6)その他のメディアの活用 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、<u>ツイッター</u>等）」下線の部分について、改定後に記載がない 理由：修正漏れと思われるため	御意見頂きました箇所につきましては、修正漏れのため、Twitter及びツイッターをXに修正いたします。

3 地域防災計画の改定日

令和7年3月24日（月）